

市会議第1号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年5月16日提出

提出者 市会議員 加藤 昌洋 ほか15名  
( 各 派 世 話 人 )

京都市会委員会条例の一部を改正する条例  
京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 2 委員長及び副委員長に共に事故があるときは、委員の中から仮委員長を互選し、委員長の職務を行わせる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

委員長及び副委員長に共に事故があるときの委員長の職務代行についての規定を整備する必要があるので提案する。